

3月臨時教育委員会

参考資料

(令和8年3月26日)

承認事項

- 第12号 丹波篠山市乳児等通園支援の利用可能時間に関する経過措置を定める条例の撤回を市長に提案することについて (子育て企画課)・・・1頁

議案

- 第51号 丹波篠山市幼稚園、学校関係団体補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について (教育総務課)・・・2頁
- 第52号 丹波篠山市自転車保険加入交付金交付要綱を廃止する要綱の制定について (教育総務課)・・・9頁
- 第54号 丹波篠山市立学校給食センター設置条例施行規則の一部を改正する規則の制定について (学校給食センター)・・・11頁
- 第55号 丹波篠山市保育所等の給食費徴収規則の一部を改正する規則の制定について (保育教育課)・・・25頁
- 第56号 丹波篠山市立さぎそうホール条例施行規則の一部を改正する規則の制定について (田園交響ホール)・・・31頁
- 第57号 丹波篠山市公の施設使用料条例施行規則の一部を改正する規則の制定について (中央公民館)・・・38頁

報告事項

- 4 大山児童クラブの業務委託先について (子育て企画課)・・・46頁
- 7 丹波篠山市民ミュージカル第12弾「シンデレラ」実績報告について (田園交響ホール)・・・52頁

丹波篠山市乳児等通園支援の利用可能時間に関する経過措置を定める条例の撤回を市長に提案することについて

1 本条例を提案した背景

丹波篠山市では、令和6年度より第3期こども・子育て支援事業計画の策定に向けたニーズ調査を実施しました。その結果、アンケート対象者の約77%が乳児等通園支援事業を「利用したい」と回答しており、市民の高いニーズが確認できました。

利用想定人数は、対象者250人のうちの77%にあたる約200人を見込んでいました。

一方で、公・私立園では、保育士不足が常態化している現状で、保育所やこども園で同事業を実施した場合、現場への負担増大や更なる人手不足に加えて、同事業の受け入れ枠の確保に伴い、待機児童等が発生することが危惧されます。そのため、子育て拠点施設や認可外保育所での実施に向けて事業所訪問等を通じて実施事業所の確保に取り組んできました。しかしながら、実施するとの回答は1事業所のみでした。

以上の状況から、令和8年度からの新規事業として実施するにあたり、限られた利用枠になることから、令和8年度及び令和9年度は、経過措置期間として、一人当たりの月の利用時間の上限を3時間に設定する条例を制定することとしました。

2 本条例の提案を撤回した理由

(1) 議案審議の前提となる説明に不足があったため

具体的には、本議案のような経過措置を定める条例を制定している自治体が、兵庫県内で丹波篠山市のみであるという事実を説明していなかった。

(2) 情報共有が不十分であったため

兵庫県内で丹波篠山市のみという事実について、関係部局への適切な情報共有がなされておらず、議案提出にあたり適切な判断ができていなかった。

(3) 利用想定人数の算出方法を見直した結果、利用想定人数が当初の人数より少なくなったため

先行実施自治体の利用実績を確認したところ、実際の利用者数は対象者の約20%程度にとどまっており、本市の利用想定人数(約200人)が過大になる可能性があるかと判断した。

(4) 実施可能と見込まれる施設があったため

本事業の実施について再検討を行った結果、当初は実施困難と見込んでいた施設において、人員を配置することで受入れが可能になると判断した。

丹波篠山市幼稚園、学校関係団体補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について

1 改正の趣旨

市立幼稚園、学校及び学校教育団体が教育学習活動として行う事業（修学旅行、自然学校、校外学習等）に対して、補助金を交付しています。

そのうち、自然学校については、近年、保護者負担となる食事代を除く活動に係る経費に対し、県の交付金と市からの委託金を充当しています。

このことから、補助金の交付対象事業から自然学校を除くこととし、このことについて規定している丹波篠山市幼稚園、学校関係団体補助金交付要綱の一部を改正します。

2 改正の概要

第2条及び別表に定める補助金の交付対象となる事業から、自然学校を削ります。

3 施行期日

令和8年4月1日

○丹波篠山市幼稚園、学校関係団体補助金交付要綱

平成16年3月25日

教委要綱第2号

(目的)

第1条 この要綱は、丹波篠山市立幼稚園、学校及び学校教育関係団体（以下「学校等」という。）が教育学習活動として行う事業、教育研究のために必要とする事業に対してかかる経費の一部又は全部を補助することにより、積極的な研究活動を支援することを目的とする。

(補助金の交付対象)

第2条 この補助金の交付の対象となる事業（以下「事業」という。）とは、次の各号に掲げるものとし、詳細は別表の通りとする。

- (1) 小学校校外活動助成事業
 - (ア) 自然学校
 - (イ) 修学旅行
 - (ウ) 校外活動（社会見学旅行）
- (2) 中学校校外活動助成事業
 - (ア) スキー教室
 - (イ) 修学旅行
 - (ウ) 校外活動（社会見学旅行）
- (3) 特別支援学校自立活動支援事業
 - (ア) 自立活動学習会
- (4) 幼稚園園外活動助成事業
 - (ア) 園外活動
- (5) 教育関係団体主催事業
 - (ア) 幼稚園教育会主催事業
 - (イ) 幼稚園長会主催事業
 - (ウ) 小学校校長会主催事業
 - (エ) 小学校教育会主催事業
 - (オ) 中学校校長会主催事業
 - (カ) 中学校教育会主催事業
 - (キ) 丹波篠山市中学校体育連盟主催事業
 - (ク) その他の事業

(補助金の交付額)

第3条 教育委員会は、毎年度当初に学校等に対し確定した交付予定額を通知するものとし、この交付予定額の範囲内において、この要綱に基づく事業に要する経費の一部又は全額を補助するものとする。

(補助金の交付申請)

第4条 前条の補助金の交付を受けようとする者(以下「補助事業者」という。)は、補助金交付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて、必要とする日の30日前までに教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 事業実施計画書
- (2) 収支予算書

(補助金の交付決定)

第5条 教育委員会は、前条の申請に係る書類の審査により、当該申請にかかる補助金を交付すべきものと認めた場合は、予算の範囲内において補助金交付決定通知書(様式第3号)により補助事業者に通知するものとする。

2 教育委員会は、交付決定をする場合において、当該補助金の交付の目的を達成するために必要があるときは、条件を付しその用途について指示できるものとする。

(補助金の請求)

第6条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書(様式第4号)により請求するものとする。

2 補助事業者は、原則として概算請求と精算請求の年2回に分けて請求するものとする。

(実績報告)

第7条 補助事業者は当該年度の事業が完了後、15日以内に補助事業実績報告書(様式第6号)に次の各号に掲げる書類を添えて教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 事業実施報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 事業参加者名簿

(交付決定の取消し)

第8条 教育委員会は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該交付決定の全部又は一部を取消すことがある。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 交付決定の内容又はこれに付した条件若しくは指示に違反したとき。
- (4) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

2 教育委員会は、前項の取消しを決定した場合には、その旨を補助金交付決定取消通知書(様式第7号)により当該事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第9条 教育委員会は、前条第1項の取消しを決定した場合において、当該取

消しに係わる部分に関し、既に補助金が交付されているときは、その返還を命ずるものとする。

- 2 教育委員会は、第7条の実績報告書に記載された補助金確定額が第5条の交付決定額に満たない場合は、その差額について補助金の返還を命ずるものとし、補助事業者は補助金返納通知書（様式第8号）に補助金戻入調書を添付し、教育委員会に提出しなければならない。

（帳簿等の備付け）

第10条 補助事業者は、当該補助事業にかかる収入及び支出の状況を明らかにした帳簿を備え、かつ、収入及び支出について証拠書類を整理しておかなければならない。

（指導及び監査）

第11条 教育委員会は、事業の運営について適切な指導を行うとともに、必要があるときは補助金の使途について監査するものとする。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月16日教委告示第8号）

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成19年6月13日教委告示第15号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年8月11日教委告示第15号）

この要綱は、平成22年9月1日から施行する。

別表（第2条関係）

補助金の交付対象事業及び補助金の交付額

（幼稚園園外活動助成事業・小学校校外活動助成事業・中学校校外活動助成事業・特別支援学校自立活動支援事業）

事業名	活動名・会名	補助事業者	補助額	補助事業の目的及び補助の対象経費
幼稚園園外活動助成事業	園外活動（親子旅行等）	園長	予算の範囲内	園外での活動を通して自立性、社会性、感性、創造性を育み健全育成を図る。経費（交通費等）の一部を助成する
小学校校外活動助成事業	自然学校	学校長	予算の範囲内	学校外での活動を通して自立性、社会性、感性、創造性を育み健全育成を図る。経費（交通費等）

				の一部を助成する
	修学旅行	同	予算の範囲内	同
	校外活動（社会見学旅行）	同	予算の範囲内	同
中学校校外活動助成事業	スキー教室	同	予算の範囲内	同
	修学旅行	同	予算の範囲内	同
	校外活動（社会見学旅行）	同	予算の範囲内	同
特別支援学校自立活動支援事業	自立活動学習会	同	予算の範囲内	同

（教育関係団体主催事業）

事業名	活動名・会名	補助事業者	補助額	補助事業の目的及び補助の対象経費
幼稚園教育会主催事業	幼稚園教育会研修会	幼稚園教育会	予算の範囲内	教育研修を通して指導方法を工夫改善する 講師料・研修に必要な経費
幼稚園長会主催事業	幼稚園長管理経営研修会	幼稚園長会	予算の範囲内	園長管理経営研修を通して指導方法を工夫改善する。 講師料・研修に必要な経費
その他の事業（単年度事業）	各種研究大会	幼稚園教育会 幼稚園長会	予算の範囲内	各種教科における研究会の開催 研究にかかる経費

（教育関係団体主催事業）

事業名	活動名・会名	補助事業者	補助額	補助事業の目的及び補助の対象経費
小学校校長会主催事業	学校保健活動	丹波篠山市学校保健会	予算の範囲内	会議費・研修費・事務費・ 分担金の経費
	校長学校管理経営研修会	小学校校長会	予算の範囲内	学校長管理経営研修を通して指導方法を工夫改善する。 講師料・研修に必要な経費

	教頭学校管理 経営研修会	小学校教 頭会	予算の範 囲内	教頭管理経営研修を通し て指導方法を工夫改善す る。講師料・研修に必要な 経費
	読書感想文コ ンクール	小学校校 長会	予算の範 囲内	コンクールを通じて読解 力を高め、知識・教養を養 う。冊子等作成費用
	へき地校交流 会	小学校校 長会	予算の範 囲内	へき地校の児童・生徒の交 流を図り、共通する課題問 題点を探る。講師料・交流 に係る経費
	社会科副読本 作成調査研究 会	小学校校 長会	予算の範 囲内	4年に1回の更新(H17)作 成にかかる調査研究費消 耗品・郵便代等調査費用
小学校教育会 主催事業	教育研究会研 修会 教育研究会運 営費	小学校校 長会	予算の範 囲内	教職員の教育研修を通し て各教科の指導内容、指導 方法の工夫改善を図る。講 師料・研修にかかる経費
その他の事業 (単年度事 業)	各種研究大会	小学校校 長会 小学校教 育会	予算の範 囲内	各種教科における研究会 の開催 研究にかかる経費

(教育関係団体主催事業)

事業名	活動名・会名	補助事業 者	補助額	補助事業の目的及び補助 の対象経費
中学校校長会 主催事業	校長学校管理 経営等研修会	中学校校 長会	予算の範 囲内	学校長管理経営研修を通 して指導方法を工夫改善 する。講師料・研修に必要 な経費
	教頭学校管理 経営研修会	中学校教 頭会	予算の範 囲内	教頭管理経営研修を通し て指導方法を工夫改善す る。講師料・研修に必要な 経費
	読書感想文、 書写大会等作	中学校校 長会	予算の範 囲内	コンクールを通じて読解 力を高め、知識・教養を養

	成及び運営費			う。冊子等作成費用
	進路指導対策費	学校長	予算の範囲内	3年生を対象とした進路指導 学校間の連絡調整費用等 支出基準
	生徒指導対策費	同	予算の範囲内	生徒指導、交通指導、防犯指導に係る経費 講習会費用等支出基準
	部活動運営経費	同	予算の範囲内	運動・文化活動の推進 小額備品又は消耗品等の必要経費 部活動運営経費等支出基準
中学校教育会 主催事業	教育会研修会	中学校教育会長	予算の範囲内	教職員の教育研修を通して各教科の指導内容、指導方法の工夫改善を図る。講師料・研修にかかる経費
丹波篠山市中学校体育連盟 主催事業	体育連盟活動	中学校体育連盟会長	予算の範囲内	各種体育大会を通して中学校の健全な心身の発達を図り各校の親睦を深めると共に競技技術進歩向上を図る。年間競技大会に係る経費
その他の事業 (単年度事業)	各種研究大会	中学校校長会 中学校教育会	予算の範囲内	各種教科における研究会の開催 研究にかかる経費

丹波篠山市自転車保険加入交付金交付要綱を廃止する要綱の制定
について

1 廃止の趣旨

平成27年4月1日に自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例（平成27年兵庫県条例第6号）が施行され、同年10月1日から自転車を運転する全ての県民に自転車損害賠償保険等（以下「自転車保険」といいます。）の加入が義務付けられました。丹波篠山市においては、周知・加入促進を進め、自転車事故への備えや交通安全に対する意識の高揚を図るため、丹波篠山市自転車保険加入交付金交付要綱を制定し、自転車保険に加入している中学生の子どもがいる世帯に対して、申請に基づき1世帯につき年額1,000円を交付してきたところです。

この交付金交付事業の開始から約10年が経過し、自転車保険の加入について広く浸透してきていることから、令和7年度をもって終了することとし、要綱を廃止するものです。

2 施行期日

令和8年4月1日

○丹波篠山市自転車保険加入交付金交付要綱

平成27年9月8日
教委要綱第14号

(趣旨)

第1条 この要綱は、自転車による事故への備えと交通安全に対する意識の高揚を図るため、中学生の子どもがいる世帯に対し、自転車保険の加入に係る経費を市が交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自転車保険 自転車の利用に係る事故により生じた他人の生命又は身体の損害を補填することができる保険又は共済をいう。
- (2) 保護者 学校教育法(昭和22年法律第26号)第16条に規定する保護者で、丹波篠山市内に住所を有し、現に居住しているものをいう。

(交付対象者)

第3条 この要綱による交付金の交付対象となる者は、中学生が補償の対象となる自転車保険に現に加入している世帯の保護者とする。

(交付金額)

第4条 この要綱による交付金の額は、1世帯につき年額1,000円とする。

(交付申請等)

第5条 この要綱による自転車保険加入交付金(以下「交付金」という。)の交付を受けようとする保護者(以下「申請者」という。)は、丹波篠山市自転車保険加入交付金交付申請書兼請求書(別記様式。以下「申請書」という。)を市長に提出しなければならない。

(交付金の交付)

第6条 市長は、前条の規定により提出された申請書の内容を審査し、適当と認めるときは、交付金を申請者に交付するものとする。

2 市長は、前条の申請書の受付、審査及び交付手続について、中学生の在籍する学校長に委任することができる。

(交付金の返還)

第7条 市長は、交付金の交付を受けた者が申請書に偽りの記載をしたことにより交付金の交付を受けた場合は、交付金の返還を命ずることができる。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

丹波篠山市立学校給食センター設置条例施行規則の一部を改正する
規則の制定について

1 改正の趣旨

学校給食費は、平成21年の改正以降、消費税の増税などの社会情勢により物価が高騰する中、仕入れや物資、献立の工夫により、給食の質の維持に努め、据え置いてきました。また、令和4年度からは物価高騰対策として国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金等を活用し、材料費の高騰分に対し補填を行い、保護者負担を増やさず給食を提供してきたところです。

しかしながら、物価高騰は収まることなく、現在の支援等の方法で現行の質・量を維持し給食提供を継続していくことが困難な状況となっていることから、これまでどおりの給食が維持できるよう学校給食費を改定します。加えて、令和8年4月から国の施策として、子育て支援に取り組む自治体への支援として、小学校段階（公立）の学校給食に係る食材費を国、県が支援することが決定したことに伴い、保護者の負担軽減について規定する必要があるため、丹波篠山市立学校給食センター設置条例施行規則の一部を改正します。

2 改正の内容

別表において規定している給食費1食当たりの単価を、区分ごとに72円を加えた額とします。

また、特例として、児童に係る学校給食費は、別表の規定にかかわらず0円、園児、幼児及び生徒に係る学校給食費は、令和8年4月1日から翌年3月31日までの間、市の子育て支援として半額を公費負担します。

丹波篠山市立学校給食センター設置条例施行規則

別表（第9条関係）

区分	1食あたりの単価
幼稚園及び認定こども園の園児	302円
幼稚園及び認定こども園の職員並びに小学校の児童及び職員	322円
中学校の生徒及び職員	352円
特別支援学校の幼稚部幼児	302円
特別支援学校の小学部児童	322円
特別支援学校の中学部及び高等部の生徒並びに職員	352円
学校給食センターの職員	352円

附則

（学校給食費の特例）

- 2 児童に係る学校給食費は、別表の規定にかかわらず、無料とする。
- 3 園児、幼児及び生徒に対する別表の規定の適用については、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間、同表中「302円」とあるのは「151円」と、「352円」とあるのは「176円」とする。

3 施行期日

令和8年4月1日

○丹波篠山市立学校給食センター設置条例施行規則

平成11年4月1日

教委規則第13号

(趣旨)

第1条 この規則は、丹波篠山市立学校給食センター設置条例（平成11年篠山市条例第82号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(管理運営)

第2条 丹波篠山市立学校給食センター（以下「給食センター」という。）の運営及び学校給食事業については、丹波篠山市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が管理する。

(職員)

第3条 給食センターには次の職員を置くことができる。

- (1) 所長
- (2) 事務職員
- (3) 栄養教諭及び学校栄養職員（以下「栄養教諭等」という。）
- (4) 調理員
- (5) 運転員
- (6) その他必要な職員

(職員の任務)

第4条 給食センター職員の任務は次のとおりとする。

- (1) 所長は、給食センターに属する事業を総括し、所属職員を指揮監督する。
- (2) 事務職員は、給食センターの全般的な事務に従事する。
- (3) 栄養教諭等は、学校給食の栄養管理及び栄養指導、食に関する指導等を行う。
- (4) 調理員は、調理及び調理食品の分配、運搬車への積み込み、食品並びに器具機材の洗浄及び消毒、保管に従事する。
- (5) 運転員は、運搬車の運転、整備、保全等に従事する。ただし、必要に応じて、調理の補助及び施設の整備保全を行うことができる。

(事業)

第5条 給食センターの行う事業は、次のとおりとする。

- (1) 学校給食の献立、調理
- (2) 給食に必要な物資の購入
- (3) 調理品の運搬
- (4) 給食用器具の洗浄、消毒、保管、運搬
- (5) 給食に関する文書の收受発送

- (6) 給食に関する会計経理
 - (7) 調理場の設備の充実及び保全、食品等の衛生管理
 - (8) 給食指導の計画実施及び家庭に対する啓発と連絡
 - (9) 学校給食を正しく推進するための調査研究
 - (10) 学校給食を通じた食育の推進
 - (11) その他学校給食に必要な事項
- (運営委員の構成)

第6条 運営委員の構成は、次のとおりとする。

- (1) 学校長代表
- (2) PTA代表
- (3) 学校医代表
- (4) 学校給食指導担当
- (5) 学識経験者

(運営委員会の委員)

第7条 運営委員会には、次の役員を置く。

- (1) 委員長 1人
- (2) 副委員長 1人

2 委員長、副委員長は、委員の互選による。

3 委員長は、必要に応じ会議を招集し、主宰する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは代理する。

(運営委員会の会議)

第8条 運営委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

2 運営委員会の会議は、委員の過半数の出席によって成立し、議事は、出席委員の過半数で決定する。

(学校給食費)

第9条 学校給食法(昭和29年法律第160号)第11条第2項に規定する学校給食費は、別表で定める。

2 学校給食費の一部は、給食センター運営費に充てることができる。

(職員の衛生管理)

第10条 所長は、常に職員の健康管理に留意し、毎月2回以上の検便を実施するものとする。

2 職員は身体衣服等を清潔に保ち、手洗いと消毒に万全を期し、伝染病、食中毒等の予防と異物の混入が生じないように常に注意しなければならない。

(献立表)

第11条 献立表の作成にあたっては、特に栄養所要量の確保、栄養比率の配慮、安全食の供給、価格の適正等を重視して立案しなければならない。

2 献立表は、学校及び児童生徒の家庭に配付して、学校給食及び食育に対する理解を深め、食材、栄養並びに食生活改善の理解に資するよう努めなければならない。

(調理作業)

第12条 調理作業は、栄養教諭等の指導する調理計画に基づき、衛生的かつ能率的に処理しなければならない。

(保存食)

第13条 保存食は、原材料及び調理済み食品ごとに清潔な容器に密封して2週間以上冷凍保存しなければならない。

(物資の発注)

第14条 給食物資の発注については、購入計画に基づき発注しなければならない。

2 学校給食に使用する食材については、地元産の使用に努めるものとする。

(検収)

第15条 納品に当たっては検収を厳正に行い、不適格品のあった場合は取り替え、返品又は登録の取り消しを行うことができる。

(分配)

第16条 各容器への分配は、清潔丁寧を旨とし分量、食品、内容に不足、不公平のないように留意しなければならない。

(運搬)

第17条 運搬にあたっては、特に安全と衛生に留意し、予定時刻に搬入するように努めなければならない。

(回収)

第18条 給食後の食器は必ずその日のうちに回収のうえ、員数を点検しなければならない。この場合において、破損紛失のあったときは、所長に報告するものとする。

(調理室の管理)

第19条 調理室の管理に当たっては、特に衛生と安全を重視し、常に清潔整頓が保持されなければならない。

2 作業中は、関係者以外の入室を禁止するとともに、作業時間外においてもみだりに入室を認めてはならない。

(その他)

第20条 この規則に定めるもののほか、事務処理その他必要な事項については、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成11年4月1日から施行する。
(学校給食費の特例)
- 2 学校給食を受ける者で、園児、幼児、児童及び生徒以外の者に対する別表の規定の適用については、令和7年4月分から令和8年3月分までの間、同表中「250円」とあるのは「300円」と、「280円」とあるのは「330円」とする。

附 則 (平成20年2月13日教委規則第2号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年1月16日教委規則第1号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月13日教委規則第3号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年2月22日教委規則第1号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年6月3日教委規則第11号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成27年3月11日教委規則第8号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年6月19日教委規則第21号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の篠山市立学校給食センター設置条例施行規則の規定は、平成27年4月1日から適用する。

附 則 (平成28年10月18日教委規則第5号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の篠山市立学校給食センター設置条例施行規則の規定は、平成28年4月1日から適用する。

附 則 (平成29年4月19日教委規則第6号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の篠山市立学校給食センター設置条例施行規則の規定は、平成29年4月1日から適用する。

附 則 (平成30年10月16日教委規則第5号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の篠山市立学校給食センター設置条例施行規則の規定は、平成30年9月1日から適用する。

附 則 (令和2年3月12日教委規則第6号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年2月7日教委規則第2号)

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則 (令和7年11月25日教委規則第6号)

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第9条関係）

区分	1食あたりの単価
幼稚園及び認定こども園の園児	230円
幼稚園及び認定こども園の職員並びに小学校の児童及び職員	250円
中学校の生徒及び職員	280円
特別支援学校の幼稚部幼児	230円
特別支援学校の小学部児童	250円
特別支援学校の中学部及び高等部の生徒並びに職員	280円
学校給食センターの職員	280円

備考

- 1 幼稚園若しくは認定こども園の園児又は特別支援学校の幼稚部幼児（以下「園児等」という。）で、生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯、市民税非課税世帯又は市民税所得割額が77,101円未満である世帯のもの学校の給食費は、無料とする。
- 2 同一世帯において兄弟姉妹が2人以上いる場合の当該世帯の園児等の学校の給食費は、2人目の園児等にあつては本表に定める額の半額とし、3人目以降の園児等にあつては無料とする。
- 3 第1項における地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第2号の所得割（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8及び第314条の9並びに同法附則第5条第3項、第5条の4第6項、第5条の4の2第6項、第5条の5第2項、第7条の2第4項及び第5項、第7条の3第2項並びに第45条の規定は適用しないものとする。
- 4 第1項の市民税所得割額の計算に当たっては、指定都市以外の市町村の区域内に住所を有した場合の例により算定するものとする。
- 5 支給認定保護者が母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）第1条第2号に掲げる女子又は同令第2条第2号に掲げる男子に該当する旨を申し出た場合におけるこの表の階層区分は、当該支給認定保護者を地方税法第292条第1項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫とみなして算定した市町村民税の額により判定するものとする。

丹波篠山市学校給食運営規程の一部を改正する訓令

丹波篠山市学校給食運営規程（平成20年篠山市教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表中「3,400円」を「4,600円」に、「4,200円」を「5,400円」に、「4,500円」を「5,700円」に、「3,800円」を「5,000円」に改め、同条第8項を削る。

附則第2項の見出しを削り、同項中「学校給食を受ける者で、園児、幼児、児童」を「園児等」に改め、「以外のもの」を削り、「令和7年4月分から令和8年3月分まで」を「令和8年4月分から令和9年3月分まで」に、「4,200円」を「4,600円」に、「5,000円」を「2,300円」に、「4,500円」を「5,700円」に、「5,300円」を「2,850円」に改め、同項を附則第3項とし、附則第1項の次に次の1項を加える。

（学校給食費の特例）

2 児童に係る学校給食費は、第2条の規定にかかわらず、無料とする。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

丹波篠山市学校給食運営規程新旧対照表

現行	改正案																																
<p>(学校給食費)</p> <p>第2条 学校給食費は、1箇月当たりの平均給食日数を基礎として算出した次に定める月額金額とし、給食注文実績数に応じて3月分で精算する。ただし、就学援助制度に係る要保護及び準要保護の対象者並びに学校給食を試食する者の学校給食費は、1箇月当たりの給食注文実績数に規則別表の定める金額を乗じて得た金額により算出する。</p>	<p>(学校給食費)</p> <p>第2条 学校給食費は、1箇月当たりの平均給食日数を基礎として算出した次に定める月額金額とし、給食注文実績数に応じて3月分で精算する。ただし、就学援助制度に係る要保護及び準要保護の対象者並びに学校給食を試食する者の学校給食費は、1箇月当たりの給食注文実績数に規則別表の定める金額を乗じて得た金額により算出する。</p>																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>1箇月当たりの金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>幼稚園及び認定こども園の園児</td> <td>3,400円</td> </tr> <tr> <td>幼稚園及び認定こども園の職員並びに小学校の児童及び職員</td> <td>4,200円</td> </tr> <tr> <td>中学校の生徒及び職員</td> <td>4,500円</td> </tr> <tr> <td>特別支援学校の幼稚部幼児</td> <td>3,800円</td> </tr> <tr> <td>特別支援学校の小学部児童</td> <td>4,200円</td> </tr> <tr> <td>特別支援学校の中学部及び高等部の生徒及び職員</td> <td>4,500円</td> </tr> <tr> <td>学校給食センターの職員</td> <td>4,500円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	1箇月当たりの金額	幼稚園及び認定こども園の園児	3,400円	幼稚園及び認定こども園の職員並びに小学校の児童及び職員	4,200円	中学校の生徒及び職員	4,500円	特別支援学校の幼稚部幼児	3,800円	特別支援学校の小学部児童	4,200円	特別支援学校の中学部及び高等部の生徒及び職員	4,500円	学校給食センターの職員	4,500円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>1箇月当たりの金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>幼稚園及び認定こども園の園児</td> <td>4,600円</td> </tr> <tr> <td>幼稚園及び認定こども園の職員並びに小学校の児童及び職員</td> <td>5,400円</td> </tr> <tr> <td>中学校の生徒及び職員</td> <td>5,700円</td> </tr> <tr> <td>特別支援学校の幼稚部幼児</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td>特別支援学校の小学部児童</td> <td>5,400円</td> </tr> <tr> <td>特別支援学校の中学部及び高等部の生徒及び職員</td> <td>5,700円</td> </tr> <tr> <td>学校給食センターの職員</td> <td>5,700円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	1箇月当たりの金額	幼稚園及び認定こども園の園児	4,600円	幼稚園及び認定こども園の職員並びに小学校の児童及び職員	5,400円	中学校の生徒及び職員	5,700円	特別支援学校の幼稚部幼児	5,000円	特別支援学校の小学部児童	5,400円	特別支援学校の中学部及び高等部の生徒及び職員	5,700円	学校給食センターの職員	5,700円
区分	1箇月当たりの金額																																
幼稚園及び認定こども園の園児	3,400円																																
幼稚園及び認定こども園の職員並びに小学校の児童及び職員	4,200円																																
中学校の生徒及び職員	4,500円																																
特別支援学校の幼稚部幼児	3,800円																																
特別支援学校の小学部児童	4,200円																																
特別支援学校の中学部及び高等部の生徒及び職員	4,500円																																
学校給食センターの職員	4,500円																																
区分	1箇月当たりの金額																																
幼稚園及び認定こども園の園児	4,600円																																
幼稚園及び認定こども園の職員並びに小学校の児童及び職員	5,400円																																
中学校の生徒及び職員	5,700円																																
特別支援学校の幼稚部幼児	5,000円																																
特別支援学校の小学部児童	5,400円																																
特別支援学校の中学部及び高等部の生徒及び職員	5,700円																																
学校給食センターの職員	5,700円																																
<p>2～7 (略)</p> <p>8 支給認定保護者が母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令(昭和39年政令第224号)第1条第2号に掲げる女子又は同令第2条第2号に掲げる男子に該当する旨を申し出した場合におけるこの表の階</p>	<p>2～7 (略)</p> <p>(削除)</p>																																

層区分は、当該支給認定保護者を地方税法第292条第1項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫とみなして算定した市町村民税の額により判定するものとする。

附 則

(学校給食費の特例)

2 学校給食を受ける者で、園児、幼児、児童及び生徒以外のものに対する第2条第1項の表の規定の適用については、令和7年4月分から令和8年3月分までの間、同表中「4,200円」とあるのは「5,000円」と、「4,500円」とあるのは「5,300円」とする。

附 則

(学校給食費の特例)

2 児童に係る学校給食費は、第2条の規定にかかわらず、無料とする。

3 園児等及び生徒に対する第2条第1項の表の規定の適用については、令和8年4月分から令和9年3月分までの間、同表中「4,600円」とあるのは「2,300円」と、「5,700円」とあるのは「2,850円」とする。

○丹波篠山市学校給食運営規程

平成20年3月12日
教委訓令第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、丹波篠山市学校給食センター設置条例施行規則（平成11年篠山市教委規則第13号。以下「規則」という。）第20条の規定に基づき、学校給食の運営に関し必要な事項を定める。

(学校給食費)

第2条 学校給食費は、1箇月当たりの平均給食日数を基礎として算出した次に定める月額金額とし、給食注文実績数に応じて3月分で精算する。ただし、就学援助制度に係る要保護及び準要保護の対象者並びに学校給食を試食する者の学校給食費は、1箇月当たりの給食注文実績数に規則別表の定める金額を乗じて得た金額により算出する。

区分	1箇月当たりの金額
幼稚園及び認定こども園の園児	3,400円
幼稚園及び認定こども園の職員並びに小学校の児童及び職員	4,200円
中学校の生徒及び職員	4,500円
特別支援学校の幼稚部幼児	3,800円
特別支援学校の小学部児童	4,200円
特別支援学校の中学部及び高等部の生徒及び職員	4,500円
学校給食センターの職員	4,500円

- 2 幼稚園若しくは認定こども園の園児又は特別支援学校の幼稚部幼児（以下「園児等」という。）で、生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯、市民税非課税世帯又は市民税所得割額が77,101円未満である世帯のもの学校の給食費は、無料とする。
- 3 同一世帯において兄弟姉妹が2人以上いる場合の当該世帯の園児等の学校給食費は、2人目の園児等にあつては第1項に定める額の半額とし、3人目以降の園児等にあつては無料とする。
- 4 規則第9条第2項に規定する給食センター運営費は光熱水費に係るものとし、その額は1食につき15円以内とする。
- 5 学校給食を試食する場合の費用は、規則別表によるところの区分の額とする。
- 6 学校給食費算定における地方税法（昭和25年法律第226号）第292

条第1項第2号の所得割（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8及び第314条の9並びに同法附則第5条第3項、第5条の4第6項、第5条の4の2第6項、第5条の5第2項、第7条の2第4項及び第5項、第7条の3第2項並びに第45条の規定は適用しないものとする。

- 7 第2項の所得割の計算に当たっては、特定教育・保育の給付を受ける月の属する年度の前年度（当該給付を受ける月が4月から8月までの場合にあっては、前々年度）の1月1日において、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の市（以下「指定都市」という。）の区域内に住所を有した場合（地方税法第737条の2第1項の規定により同日において当該指定都市の区域内に住所を有したとみなされる場合を含む。）にあっては、指定都市以外の市町村の区域内に住所を有した場合の例により算定するものとする。
- 8 支給認定保護者が母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）第1条第2号に掲げる女子又は同令第2条第2号に掲げる男子に該当する旨を申し出た場合におけるこの表の階層区分は、当該支給認定保護者を地方税法第292条第1項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫とみなして算定した市町村民税の額により判定するものとする。

（学校給食費の納入）

第3条 学校給食費は、丹波篠山市税等公共料金口座振替収納事務取扱規程（平成11年篠山市規程第12号）による預金口座振替方式又は市長が発行する納入通知書により納入するものとする。

- 2 学校給食費は、教育委員会が指定する納期限までに納入しなければならない。

（給食の注文）

第4条 学校長、幼稚園長及び認定こども園長（以下「学校長等」という。）は、当該週分の注文書を3週前の水曜日までに教育委員会へ提出するものとする。

- 2 注文書を提出した後の変更は、次の各号に掲げる場合を除き認めない。

- (1) 転入、転出、長期病休等は、給食実施日の2日前午前9時30分まで
- (2) 法定伝染病等による学級（学年）閉鎖は、給食実施日の前日午前11時まで
- (3) 気象警報発令等による臨時休校は、当日午前8時まで
- (4) その他、教育委員会が認める特別な場合

（給食注文実績数の報告）

第5条 学校長等は、月毎の給食注文実績数を教育委員会へ報告しなければならない。

(欠食)

第6条 第4条に規定する給食の注文後において欠食した学校給食費は、給食を受ける予定であった者の負担とする。

2 次に定める特別な事情がある場合は、学校給食費の全部又は一部を減額することができる。

(1) 食物アレルギーにより牛乳を欠食する場合

(2) 食物アレルギーにより学校給食の全部を欠食する場合

(3) その他、教育委員会が認める場合

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

(学校給食費の特例)

2 学校給食を受ける者で、園児、幼児、児童及び生徒以外のものに対する第2条第1項の表の規定の適用については、令和7年4月分から令和8年3月分までの間、同表中「4,200円」とあるのは「5,000円」と、「4,500円」とあるのは「5,300円」とする。

附 則 (平成21年1月16日教委訓令第1号)

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年2月13日教委訓令第1号)

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月11日教委訓令第2号)

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年6月19日教委訓令第5号)

この訓令は、公布の日から施行し、改正後の篠山市学校給食運営規程の規定は、平成27年4月1日から適用する。

附 則 (平成28年10月18日教委訓令第3号)

この訓令は、公布の日から施行し、改正後の篠山市学校給食運営規程の規定は、平成28年4月1日から適用する。

附 則 (平成29年4月19日教委訓令第4号)

この訓令は、公布の日から施行し、改正後の篠山市学校給食運営規程の規定は、平成29年4月1日から適用する。

附 則 (平成30年10月16日教委訓令第4号)

この訓令は、公布の日から施行し、改正後の篠山市学校給食運営規程の規定は、平成30年9月1日から適用する。

附 則（令和元年9月27日教委訓令第6号）

この訓令は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和2年3月31日教委訓令第2号）

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年1月15日教委訓令第1号）

この規定は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年2月7日教委訓令第1号）

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年2月6日教委訓令第1号）

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

丹波篠山市保育所等の給食費徴収規則の一部を改正する規則の
制定について

1 改正の趣旨

物価高騰により給食提供を継続していることが困難な状況であるため、保育所等の給食提供を維持できるよう保育所等の給食費を改定します。

また、保護者の給食費負担を軽減するため、丹波篠山市保育所等の給食費徴収規則の一部を改正します。

2 改正の内容

第 2 条の給食費の額について、4 歳以上児は 1 食あたり 72 円増額し、302 円に改正します。

別表（第 3 条関係）の内、市県民税所得割額課税世帯の所得割額 77,101 円以上の世帯の 4 歳以上児の給食費（月額）を 6,440 円から 7,640 円に改正します。

また、令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの間、保護者の給食費負担を軽減するため、保育所等の給食費の特例とし、附則のとおり金額とします。

別表（第3条関係）

各月初日の小学校就学前の子どもの属する世帯の区分		給食費（月額）（円）	
		3歳児	4歳以上児
生活保護法による被保護世帯又は市民税非課税世帯		0	0
市民税所得割額課税世帯であつてその所得割額が次の区分に該当する世帯	77,101円未満	0	0
	77,101円以上	6,150	7,640

附 則

（保育所等の給食費の特例）

- 2 令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間、4歳以上児に対する第2条及び別表の規定の適用については、同条中「302円」とあるのは「151円」と、同表中「7,640」とあるのは「5,340」と、同表備考第3項第2号中「151円」とあるのは「75円」とする。
- 別表中「6,440」を「7,640」に改め、同表備考第3項を削り、同表備考第4項第2号中「115円」を「151円」に改め、同項を第3項とする。

3 施行期日

令和8年4月1日

幼稚園・預かり保育給食費改正

こども園4・5歳児2号認定

①令和7年度	
給食	
月額	1食当たり
3400円	230円
おやつ	
740円	50円

②増額	
給食	
月額	1食当たり
1200円	72円
おやつ	
0円	0円

③(①+②)令和8年度			
給食			
月額	1食当たり	月負担額	
4600円	302円	151円	2300円
	保護者負担額	151円	
	市補助額	151円	
おやつ			
740円	1食当たり		740円
	50円		

④土曜日・長期休業期間	
給食	
月額	1食当たり
2300円	230円
おやつ	
	50円

⑤(③+④)合計	
給食	
月額	1食当たり
5340円	381円
おやつ	
	100円

幼稚園預かり保育

①令和7年度	
給食	
月額	1食当たり
3400円	230円

②増額	
給食	
月額	1食当たり
1200円	72円

③(①+②)令和8年度			
給食			
月額	1食当たり	月負担額	
4600円	302円	151円	2300円
	保護者負担額	151円	
	市補助額	151円	

④土曜日・長期休業期間	
給食	
月額	1食当たり
2300円	230円
おやつ	
	50円

⑤(③+④)合計	
給食	
月額	1食当たり
4600円	302円
おやつ	
	50円

○丹波篠山市保育所等の給食費徴収規則

令和元年9月30日

規則第43号

(趣旨)

第1条 この規則は、丹波篠山市保育所条例（平成11年篠山市条例第105号）第3条に規定する保育所及び丹波篠山市立認定こども園条例（平成27年篠山市条例第25号）第2条に規定する認定こども園（以下「保育所等」という。）において、給食提供に要する実費相当額（以下「給食費」という。）を徴収することに関し必要な事項を定めるものとする。

(給食費の額)

第2条 給食費の額は、1食当たり230円とする。

(給食費の徴収)

第3条 給食費は、1か月当たりの平均給食日数を基礎として算出した別表に定める月額を徴収する。ただし、4歳以上児の給食費については、3月で精算する。

2 給食費は、保育所等に在籍する各年度の初日の前日において3歳以上の園児（丹波篠山市特定教育・保育施設等給付費支給認定等に関する規則（平成26年篠山市教育委員会規則第1号）に規定する支給認定区分が1号の者を除く。）の納入義務者から徴収する。

3 給食費は、丹波篠山市税等公共料金口座振替収納事務取扱規程（平成11年篠山市規程第12号）による預金口座振替方式又は市長が発行する納入通知書により納入するものとする。

4 給食費は、教育委員会が指定する納期限までに納入しなければならない。

(その他)

第4条 この規則に定めるもののほか、給食費の徴収について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和3年12月24日規則第28号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

各月初日の小学校就学前の子どもの属する世帯の区分		給食費（月額）（円）	
		3歳児	4歳以上児
生活保護法による被保護世帯又は市民税非課税世帯		0	0
市民税所得割額課税世帯であってその所得割額が次の区分に該当する世帯	77,101円未満	0	0
	77,101円以上	6,150	6,440

備考

- 1 この表における地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第2号の所得割（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8及び第314条の9並びに同法附則第5条第3項、第5条の4第6項、第5条の4の2第6項、第5条の5第2項、第7条の2第4項及び第5項、第7条の3第2項並びに第45条の規定は適用しないものとする。
- 2 前項の所得割の計算に当たっては、特定教育・保育の給付を受ける月の属する年度の前年度（当該給付を受ける月が4月から8月までの場合にあっては、前々年度）の1月1日において、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の市（以下「指定都市」という。）の区域内に住所を有した場合（地方税法第737条の2第1項の規定により同日において当該指定都市の区域内に住所を有したとみなされる場合を含む。）にあっては、指定都市以外の市町村の区域内に住所を有した場合の例により算定するものとする。
- 3 支給認定保護者が母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）第1条第2号に掲げる女子又は同令第2条第2号に掲げる男子に該当する旨を申し出た場合におけるこの表の階層区分は、当該支給認定保護者を地方税法第292条第1項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫とみなして算定した市町村民税の額により判定するものとする。
- 4 多子世帯の給食費は、次の各号に掲げる園児の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。この場合において、この額に10円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
 - (1) 3歳児 市民税所得割課税額が77,101円未満の世帯においては、同一世帯から2人以上の就学前児童が保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部若しくは情緒障害短期治療施設通所部に入

所し、又は児童発達支援を利用している場合において、入所し、入園し、若しくは利用している児童のうち、最も年齢の高い児童（最も年齢の高い児童が2人以上の場合は、そのうちの1人とする。）以外の児童の給食費は、次に年齢の高い児童（年齢が同じである児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする。）については本表の規定にかかわらず、本表に定める給食費の額に2分の1を乗じて得た額（1食当たり115円）とし、その他の児童については0円とする。

- (2) 4歳以上児 同一世帯の兄弟姉妹が2人以上いる場合の当該世帯の2人目の園児については本表に定める給食費の額に2分の1を乗じて得た額（1食当たり115円）とし、3人目以降の園児については0円とする。この場合における年齢要件の基準日は、当該年度の4月1日とする。

丹波篠山市立さぎそうホール条例施行規則の一部を改正する規則 の制定について

1 改正の主旨

丹波篠山市立さぎそうホール条例施行規則に定められた使用申請書等の様式について、使用者の利便性を考慮して、丹波篠山市立田園交響ホールの設置及び管理に関する条例施行規則で定められた様式を準拠したものに改正します。

2 改正の内容

丹波篠山市立さぎそうホール条例施行規則に定められた使用申請書等の様式を丹波篠山市立田園交響ホールの設置及び管理に関する条例施行規則で定められた様式を準拠したものに改正します。

3 施行期日等

令和8年4月1日

○丹波篠山市立さぎそうホール条例施行規則

平成11年6月21日

教委規則第36号

(趣旨)

第1条 この規則は、丹波篠山市立さぎそうホール条例（平成11年篠山市条例第235号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(休館日及び開館時間)

第2条 丹波篠山市立さぎそうホール（以下「ホール」という。）の休館日及び開館時間は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が必要があると認めるときは、これを変更することができる。

- (1) 休館日は、毎週月曜日及び火曜日並びに5月4日から10月3日までの日及び12月4日から翌年3月3日までの日とする。
- (2) 開館時間は、午前9時から午後10時までとする。

(使用の許可)

第3条 条例第3条の規定により使用の許可を受けようとする者は、丹波篠山市立さぎそうホール使用許可申請書（様式第1号。以下「使用許可申請書」という。）を教育委員会に提出しなければならない。

- 2 使用許可申請書の受付は、利用しようとする日の1年前の日に属する月の初日から利用しようとする日の10日前までの間に行うものとする。ただし、教育委員会が特に必要と認める場合は、この限りでない。
- 3 使用許可申請書の受付時間は、休館日以外の日の午前9時から午後5時までとする。ただし、教育委員会が特に必要と認める場合は、この限りでない。
- 4 教育委員会は、使用の許可をしたときは、丹波篠山市立さぎそうホール使用許可書（様式第2号。以下「使用許可書」という。）を交付するものとする。

(使用許可事項の変更)

第4条 ホールの使用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）がその取り消し又は変更をしようとするときは、速やかに使用許可書を添えて教育委員会に申請しなければならない。

(使用許可の取り消し)

第5条 教育委員会は、条例第6条の規定により使用の許可を取り消し、又は利用を停止させる場合は、その理由を付して利用者に通知しなければならない。

(使用料)

第6条 利用者は、条例第3条の使用の許可を受けたときは、速やかに使用料を納付しなければならない。

(附属設備の使用料)

第7条 利用者は、ホールの附属設備を利用しようとするときは、別表第1に定める附属設備使用料(消費税相当額を含む。)を納付しなければならない。

2 使用料の計算方法は、別表第2のとおりとする。

(使用料の減額)

第8条 条例第10条の規定により、使用料を減額することができる場合及びその額は、丹波篠山市公の施設使用料条例施行規則(平成14年篠山市規則第25号)第3条の規定を準用する。

2 前項の規定により使用料の減額を受けようとする者は、丹波篠山市立さぎそうホール使用料減免申請書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(損傷及び滅失の届け出)

第9条 利用者がホール又は附属設備をき損し、又は滅失したときは、直ちにその旨を教育委員会に届け出て、その指示に従わなければならない。

(その他)

第10条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成16年3月4日規則第3号)

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成17年12月7日教委規則第18号)

(施行期日)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に旧規則によりなされた処分、手続きその他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりしたものとみなす。

附 則(平成20年12月11日教委規則第9号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成23年7月14日教委規則第7号)

この規則は、平成23年8月1日から施行する。

附 則(令和6年4月1日教委規則第5号)

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1(第7条関係)

附属設備使用料

(単位：円)

設備品目等	単位	使用料	備考
ピアノ	1台	5,250	ピアノの調律は管理者が定期的を実施するが、これ以外に調律が必要なときは利用者の負担とする。
プロジェクター	1台	1,050	

別表第2 (第7条関係)

附属設備使用料の計算方法

	使用の状況	区分の考え方	1区分ごとの料金割合
さぎそうホールで本番を行う場合	本番	午前、午後、夜間をそれぞれ1区分とする。	全額
	リハーサルを伴う準備及び練習	準備及び練習の使用がリハーサルを伴い、連続している場合は、1区分とする。	全額
	リハーサルを伴わない準備及び練習	準備及び練習の使用が連続している場合は、1区分とする。	1/2を乗じた額
さぎそうホールで本番を行わない場合	練習		1/2を乗じた額

(備考) 使用区分の時間は、次のとおりとする。

- (1) 午前 9時～12時
- (2) 午後 13時～17時
- (3) 夜間 18時～22時

様式第1号(第3条関係)

丹波篠山市立さざさうホール
使用許可申請書

受付No.

丹波篠山市教育委員会 様		年 月 日		
下記のとおり使用したいので申請します。		住所 _____		
		団体名 _____		
		代表者 _____		
		連絡者 _____ 電話 _____		
使用日時	年 月 日	曜日	時 分から 時 分まで	
行事名				
行事内容				
使用区分	準備	日 時 分～ 時 分	円	
	練習	日 時 分～ 時 分	円	
	リハーサル	日 時 分～ 時 分	円	
	本番	日 時 分～ 時 分	円	
	撤収	日 時 分～ 時 分	円	
許可年月日	年 月 日	基本料金	円	
【行事内容】	加算料金	設備器具等	ピアノ	円
			プロジェクター	円
			オペレーター	円
				円
	合計金額		円	
検収	年 月 日			

- 1 太線内のみボールペンで記入してください。特に、使用区分の時間帯により料金が変わってきますのでご注意ください。
- 2 附属設備使用料及び人件費等は、講演終了後請求します。

様式第2号(第3条関係)

丹波篠山市立さざそうホール使用許可書

受付No.

				年 月 日		
				住 所 _____		
				団体名 _____		
				代表者 _____ 様		
使用日時	年	月	日	曜日	時	分から
	年	月	日	曜日	時	分まで
行 事 名						
行 事 内 容						
使用区分	準 備	日	時	分	～	時 分 円
	練 習	日	時	分	～	時 分 円
	リハーサル	日	時	分	～	時 分 円
	本 番	日	時	分	～	時 分 円
	撤 収	日	時	分	～	時 分 円
許可年月日	年	月	日	基 本 料 金		円
【行事内容】				加 算 料 金	設 備 器 具 等	ピ ア ノ 円
						プロジェクター 円
						オペレーター 円
						円
				合 計 金 額		
検 収				年 月 日		

上記のとおり、使用を許可します。

丹波篠山市教育委員会 印

様式第3号(第8条関係)

丹波篠山市立さぎそうホール使用料減免申請書

年 月 日

丹波篠山市長 様

次のとおり使用料の減免を申請します。

教育長	次長	課長	館長	係長	担当

申請者	住所	氏名(名称)		
	連絡先	電話		
行事の名称				
利用の日時	年 月 日	曜日	時 分から 時 分まで	
主催				
後援				
申請の理由	利用の施設	種 別	金 額	
		※ 基本使用料	円	
		※ 加算料金 施設器具等	ピアノ	円
			プロジェクター	円
			オペレーター	円
				円
		※ 合計	円	
		※ 減免率		
※ 納付金額	円			

※印欄は記入しないでください。

許可	不許可

○丹波篠山市公の施設使用料条例施行規則

平成14年7月3日

規則第25号

(趣旨)

第1条 この規則は、丹波篠山市公の施設使用料条例（平成14年篠山市条例第30号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 条例第2条による別表2 体育厚生施設の項及び同表5 学校関係施設の項に掲げる本市に主たる活動拠点を有する団体とは、団体の構成員のうち、市内に居住する者、通学する者又は通勤する者の総数が2分の1以上ある団体若しくは本市の体育協会に所属する団体をいう。

(付属設備の使用料の額)

第3条 付属設備使用料の額（消費税相当額を含む。）は、別表第1に定めるとおりとする。

(使用料の減免)

第4条 条例第3条に規定する特別の理由があると認めるときとは、次の各号に掲げる場合をいう。

- (1) 市が主催する事業として施設を利用するとき。
- (2) 災害その他緊急やむを得ない事態の発生により応急措置として使用するとき。
- (3) 公用に供し、又は公益のために使用するとき。
- (4) 学校教育の場として、学校が社会教育施設を利用するとき。
- (5) 市内の青少年の体育、文化活動等青少年健全育成に対して、積極的な取組を市として支援する場合であって、教育委員会が認めた団体（以下「登録団体」という。）が行う事業として施設を使用するとき。
- (6) 市内在住の心身障害者及びその家族等で組織する団体が、心身障害者の福祉の増進を目的として施設を利用するとき。
- (7) 次に掲げる団体が、所属する地域の学校関係施設のうち運動場を使用するとき。
 - ア スポーツクラブ21
 - イ まちづくり協議会
 - ウ 地区自治会長会
- (8) 丹波篠山市立篠山養護学校が、丹波篠山市立西紀運動公園を利用するとき。
- (9) 史跡篠山城跡及び大書院に関する文化・伝統行事に使用する場合で、特

に市長が必要と認めるとき。

(10) 次に該当する場合において、丹波篠山市立丹波篠山総合スポーツセンターを使用するとき。ただし、イに該当する場合にあっては、市長が特に必要があると認めるときに限る。

ア 次に掲げる大会等で、施設を使用する場合

(ア) 丹波篠山市小・特別支援学校陸上記録会

(イ) 丹波篠山市中学校体育連盟が主催する大会

(ウ) 丹波地区中学校体育連盟が主催する大会

イ 青少年の育成を目的とする団体が、その活動のために施設を使用する場合

2 前項第2号、第6号、第8号及び第10号に規定する場合を除き、別表第2に掲げる施設を使用する場合は、同項の規定は、適用しないものとする。

3 第1項第5号の規定は、別表第3に掲げる施設を使用する場合は、適用しないものとする。

4 第1項各号(第6号を除く。)に規定する場合の使用料は、全額免除とし、同項第6号に規定する場合の使用料は、当該使用料の2分の1に相当する額を減額する。

5 前項の規定は、公の施設を定例的に使用し公益に資する活動を行うものについて適用する。

6 条例別表に規定する個人使用料の障害者による減免を受けようとする者は、施設を管理する者の求めに応じ、身体障害者手帳又は戦傷病者手帳若しくは療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を提示しなければならない。

(使用料の還付)

第5条 条例第4条ただし書の規定により、使用料を還付することができる場合及びその額は、次のとおりとする。

(1) 利用者の責めによらない理由により施設が利用できないとき 使用料の全額

(2) 利用日の8日前までに使用の変更又は取消しを申し出て許可を受けたとき 使用料の全額

(3) 利用日の4日前までに使用の変更又は取消しを申し出て許可を受けたとき 使用料の5割

2 前項の規定により使用料の還付を受けようとする者は、公の施設使用料還付申請書(別記様式)を市長に提出しなければならない。

(その他)

第6条 この規則に定めのない事項については、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成14年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行前に徴収すべき理由の生じた使用料については、なお従前の例による。

(篠山市立西紀中学校グラウンド照明施設条例施行規則の一部改正)

- 3 篠山市立西紀中学校グラウンド照明施設条例施行規則(平成11年篠山市規則第55号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

(篠山市デイサービスセンター条例施行規則の一部改正)

- 4 篠山市デイサービスセンター条例施行規則(平成11年4月1日規則第77号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

(篠山市立丹南健康福祉センター条例施行規則の一部改正)

- 5 篠山市立丹南健康福祉センター条例施行規則(平成11年篠山市規則第100号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則(平成15年12月24日規則第33号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成16年3月4日規則第5号)

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成17年3月29日規則第31号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際篠山市立篠山総合スポーツセンター人工芝グラウンドを、市内在住、在勤及び在学の者で組織するホッケー団体及び第61回国民体育大会のじぎく兵庫国体関係団体が、ホッケー競技を目的で使用する場合は、全額免除とする。ただし、免除対象の期間は、施行の日から平成18年のじぎく兵庫国体ホッケー競技終了時までとし、スポーツクラブ21の公の施設を使用する場合は、国体終了年度まで全額免除とする。

附 則(平成17年8月22日規則第44号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年3月20日規則第5号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年6月21日規則第19号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の篠山市公の施設使用料条例施行規則の規定は、平成19年4月1日から適用する。

附 則（平成19年10月17日教委規則第8号）抄
（施行期日）

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月5日規則第1号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月5日規則第4号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月28日規則第14号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成23年8月30日規則第23号）

この規則は、平成23年9月1日から施行する。

附 則（平成24年2月28日規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年8月31日規則第33号）

この規則は、平成27年9月1日から施行する。

附 則（平成28年6月30日規則第21号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年3月15日規則第12号）

（施行期日）

1 この規則は、平成31年5月1日から施行する。

（調整規定）

2 各条に規定する規則の規定は、この規則によってまず改正され、次いで市の名称変更に伴う関係規則の整理に関する規則（平成30年篠山市規則第34号）によって改正されるものとする。

附 則（平成31年3月29日規則第18号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年5月31日規則第30号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年3月31日規則第4号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年4月15日規則第25号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年5月11日規則第28号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和5年6月1日から施行する。
(丹波篠山市西紀老人福祉センター・デイサービスセンター条例施行規則の一部改正)
- 2 丹波篠山市西紀老人福祉センター・デイサービスセンター条例施行規則(平成11年篠山市規則第78号)の一部を次のように改正する。
〔次のよう〕略
(丹波篠山市立丹南健康福祉センター条例施行規則の一部改正)
- 3 丹波篠山市立丹南健康福祉センター条例施行規則(平成11年篠山市規則第100号)の一部を次のように改正する。
〔次のよう〕略
(ハートピアセンターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)
- 4 ハートピアセンターの設置及び管理に関する条例施行規則(平成11年篠山市規則第109号)の一部を次のように改正する。
〔次のよう〕略
(丹波伝統工芸公園立杭陶の郷の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)
- 5 丹波伝統工芸公園立杭陶の郷の設置及び管理に関する条例施行規則(平成11年篠山市規則第112号)の一部を次のように改正する。
〔次のよう〕略
(丹波篠山市農家高齢者創作館条例施行規則の一部改正)
- 6 丹波篠山市農家高齢者創作館条例施行規則(平成11年篠山市規則第115号)の一部を次のように改正する。
〔次のよう〕略
(丹波篠山市地域活性化センター黒豆の館条例施行規則の一部改正)
- 7 丹波篠山市地域活性化センター黒豆の館条例施行規則(平成12年篠山市規則第8号)の一部を次のように改正する。
〔次のよう〕略
(丹波篠山市滞在型市民農園ハートピア農園の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)
- 8 丹波篠山市滞在型市民農園ハートピア農園の設置及び管理に関する条例施行規則(平成14年篠山市規則第5号)の一部を次のように改正する。
〔次のよう〕略
(丹波篠山市障害者総合支援センタースマイルささやまの設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)
- 9 丹波篠山市障害者総合支援センタースマイルささやまの設置及び管理に関する条例施行規則(平成14年篠山市規則第21号)の一部を次のように改

正する。

〔次のよう〕略

(丹波篠山市大山荘の里市民農園の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

- 1 0 丹波篠山市大山荘の里市民農園の設置及び管理に関する条例施行規則(平成14年篠山市規則第35号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(丹波篠山市立丹波篠山市民センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

- 1 1 丹波篠山市立丹波篠山市民センターの設置及び管理に関する条例施行規則(平成15年篠山市規則第12号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(丹波篠山市基幹集落センターしゃくなげ会館条例施行規則の一部改正)

- 1 2 丹波篠山市基幹集落センターしゃくなげ会館条例施行規則(平成18年篠山市規則第3号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(丹波篠山溪谷の森公園の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

- 1 3 丹波篠山溪谷の森公園の設置及び管理に関する条例施行規則(平成18年篠山市規則第22号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(丹波篠山市王地山陶器所華工房条例施行規則の一部改正)

- 1 4 丹波篠山市王地山陶器所華工房条例施行規則(平成18年篠山市規則第24号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(丹波篠山市立今田まちづくりセンターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

- 1 5 丹波篠山市立今田まちづくりセンターの設置及び管理に関する条例施行規則(平成21年篠山市規則第14号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

別表第1 (第3条関係)

付属設備使用料

1 丹南健康福祉センター

(単位：円)

設備品目	単位	使用料	備考
オーバーヘッドプロジェクター	1台	1,000	

調理台	1台	1,000	
ビデオ機器	一式	1,000	ビデオプロジェクターを含む。

2 B&G海洋センター

(単位：円)

施設の名称等	使用料
更衣ロッカー（コインロッカー）	1回につき10円

別表第2（第4条関係）

減免を適用しない施設等

施設名	施設の名称等
丹波篠山市立丹波篠山総合スポーツセンター	体育館 武道場 トレーニング室 グラウンド 人工芝グラウンド テニスコート テニスコート照明設備
丹波篠山市立西紀運動公園	温水プール 芝グラウンド

別表第3（第4条関係）

登録団体に対する減免を適用しない施設等

施設の名称等
丹波篠山市立城東グラウンド照明設備
丹波篠山市立今田グラウンド照明設備
丹波篠山市立西紀中学校グラウンド照明設備
丹波篠山市立今田テニスコート照明設備

別記様式(第5条関係)

公の施設使用料還付申請書

年 月 日

丹波篠山市長 様

申請者 住所.....

氏名(団体にあつては、団体名及び責任者氏名)

電話 () ー 番

利用許可の年月日及び番号	年 月 日 第 号
利用施設の名称	
利用の日時	年 月 日 時から 年 月 日 時まで
既納の使用料	円
返還を受けようとする理由	
※ 還付率	割
※ 還付額	円

- (注) 1 ※印の欄は、申請者において記入しないで下さい。
2 使用料の領収書又は利用許可書を添付して下さい。



株式会社クオリス 会社概要書

令和8年1月

経営理念 (クオリス)

Quality of Life

全ての人に質の高い生活を！

少子高齢化の加速、女性の社会進出への期待、待機児童数の存在、障がい者を支援するサービスの不足等、あらゆる社会課題を克服するという社会的ニーズは、当社の事業において大きな原動力となっております。

『なによりも大切にすべきは、ただ生きるのではなく、よく生きることである（ソクラテス）』と考え、すべての人が生活の質の高い毎日を送れることを目標に、事業展開しています。

【代表メッセージ】

私は、2001年から前職で介護福祉の仕事をはじめました。初めてのご利用者様のご家族に言われた『ありがとう』という一言の重みが、今までできてきた仕事で言われた『ありがとう』と全く違い、衝撃をうけました。仕事の帰り道に、こんなに感謝されたことは、今までなかったなと思ひ、すごく嬉しかったことを昨日のことのように覚えております。そのとき、介護や保育などの福祉事業を通じていろいろな方から『ありがとう』を集めることが出来れば、すごく楽しく仕事ができるのだろなと思ひました。そのような思いで、2005年に当社は、訪問介護事業からスタートしました。当社のサービスを通じて、一人でもたくさんの方々に質の高い生活を送るお手伝いをし、一つでもたくさんの方々の『ありがとう』を集めたいと、今も創業当時と変わらずに思っております。

会社概要及び事業内容

会社概要と主な沿革

社名	株式会社クオリス
本社住所	〒556-0011 大阪府大阪市浪速区難波中1-12-5 難波室町ビル3階
設立	平成17年10月26日
資本金	100万円
事業内容	保育事業 / 介護福祉事業
拠点構成	認可保育園 36か所 (うち公設置民営保育所 1か所) 小規模認可保育園 3か所 東京都認証保育園 1か所 放課後児童健全育成事業 25か所 児童発達支援事業所 2か所 訪問介護事業所 15か所 通所介護・入所施設 2か所 訪問看護事業所 2か所
従業員数	1487人 (正社員780人・非常勤707人)
施設数	全国86施設 (令和8年1月現在)
関連会社	株式会社QLSホールディングス (親会社) グループ会社 株式会社ダウイン・株式会社エルサーブ 株式会社和み・株式会社和みライフケア 有有限会社サニーベイル・QLS (THAILAND)

H17年10月	介護事業を目的として、有限会社クオリスを設立
H18年1月	有限会社クオリスとして訪問介護を大阪市6か所で開設
H20年8月	有限会社クオリスを株式会社クオリスに改組
H23年4月	横浜にて、横浜保育室(認可外)クオリスキッズ上大岡保育園を開設し、保育事業に参入
H24年4月	横浜市にて、初の認可保育所クオリスキッズ鴨居駅前保育園を開設
H26年4月	大阪市では初となる株式会社が設立する認可保育所、クオリスキッズ北梅田保育園を開設
H26年4月	大阪市にて、初の小規模認可保育所クオリスキッズ中津三丁目保育園を開設
R3年4月	奈良県磯城郡三宅町から放課後児童健全育成事業を受託し、学童事業開始
R5年4月	大阪市では株式会社として初となる公立保育所(天下茶屋保育所)の民間委託を受ける
R6年4月	沖縄県石垣市1施設、兵庫県加東市8施設、長野県佐久穂町3施設から放課後児童健全育成事業を受託し、事業開始
R6年9月	事業譲受により千葉県市川市にて認可保育園2園、小規模認可保育園1園の運営を開始
R6年12月	親会社である株式会社QLSホールディングスが東京証券取引所グロース市場に上場
R7年4月	兵庫県丹波市にて公設公営で運営していたアフタースクール16施設の運営を受託し、事業開始
R8年4月予定	神奈川県横須賀市から放課後児童健全育成事業1施設を受託し、事業開始

会社概要及び事業内容

事業内容と運営施設数

保育事業

保育所

40施設

認可保育所36施設（うち民間委託1施設）
 小規模認可保育所3施設
 東京都認証保育所1施設

学童保育

25施設

奈良県三宅町 1施設・沖縄県石垣市 1施設
 兵庫県加東市 4施設・長野県佐久穂町3施設
 兵庫県丹波市 16施設

介護福祉事業（介護）

訪問介護

15拠点

5拠点で障がい福祉、3拠点で居宅介護支援を行う。

訪問看護

2拠点

通所介護

1拠点

入所施設

1拠点

介護福祉事業（障がい）

児童発達支援

2施設

北陸エリア

訪問介護 1拠点
 通所介護 1拠点
 入所施設 1拠点

関西エリア

保育所 9施設
 学童保育 21施設
 訪問介護 13拠点
 訪問看護 1拠点

関東エリア

保育所 29施設
 訪問介護 1拠点
 訪問看護 1拠点
 児童発達支援 2施設

沖縄エリア

学童保育 1施設

中部エリア

保育所 2施設
 学童保育 3施設

運営総数 86拠点

※令和8年1月1日時点

当社グループは「保育事業」「介護福祉事業」の2つの事業セグメントを軸として全国各地に展開しています。

業務委託実績

当社の運営実績は以下のとおりです。

業務名	施設数/支援単位	定員数	受託契約期間
三宅町放課後児童健全育成事業委託業務	1施設/2支援単位	80名	第1期 令和3年4月1日～令和5年3月31日 第2期 令和5年4月1日～令和7年3月31日 第3期 令和7年4月1日～令和10年3月31日
石垣市放課後児童クラブ指定管理者業務	1施設/2支援単位	70名	令和6年4月1日～令和11年3月31日
佐久穂町こどもセンター運営業務	2施設/4支援単位 * 児童館併設	150名	令和6年4月1日～令和11年3月31日
加東市放課後児童健全育成事業業務	4施設/18支援単位	589名	令和6年4月1日～令和11年3月31日
丹波市アフタースクール運営業務	16施設/31支援単位	1,020名	令和7年4月1日～令和10年3月31日

【奈良県三宅町】

奈良県三宅町の学童クラブは、三宅町の未来を育むまちの拠点として誕生した『三宅町交流まちづくりセンターMiiMo』の施設内に設置されています。長年同一の事業者が運営を行っていましたが、当社の「**児童の主体性を尊重する保育方針**」や「**プログラミング**」「**英語教室**」といった新しい取り組みが高く



評価され、受託事業者として選定されました。契約期間は当初2年間でしたが、その後のプロポーザルでも連続して選定され、現在も継続して運営を担っています。

【沖縄県石垣市】

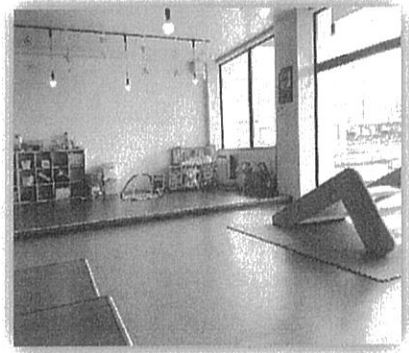
石垣市放課後児童クラブでは、市内初となる公設民営の指定管理事業にあたり、市内の複数事業者が応募する中で、島外事業者である当社が選定されました。後に伺ったところ、選定理由としては「**保育の専門業者であること**」「**自治体からの信頼が高いこと**」「**手厚い本部のサポートがあること**」に加え、石垣市の保守的な風土に新しい視点をもたらし、専門業者ならではの発想で新しい風を吹き込むことで、他の事業者を含めた**市内全体の活性化**につながると期待された点が挙げられました。常勤職員6名は全員、放課後児童支援員資格に加え、障害児支援研修および資質向上研修を修了したメンバーで構成されています。



こうした専門性の高い支援と、地元職員としての信頼関係により、**開設以来クレーム・事故件数は「0件」**を継続しています。

【長野県佐久穂町】

長野県佐久穂町においては、以前の委託先の管理不足により職員が集団退職するという危機に直面し、委託期間を前倒ししてプロポーザルを実施した経緯があり、事業者選定には非常に慎重な判断が求められました。当社はその中で選定され、現在では運営開始当初の倍となる職員を確保し、**安定した事業運営を実現**しています。児童館ではその成果が評価され、現在は空きスペースを活用した障がい児通所施設の開設を町から誘致されている状況です。



【兵庫県加東市】

兵庫県加東市では、前運営法人からの引継ぎ時点での職員配置数は、国の基準である36人、加東市の基準である44人に対し、1日平均34.5人と深刻な人員不足の状況にありました。

このような状況下で、当社が運営開始前の準備期間にまず取り組んだのは、全職員との個別面談の実施です。これにより、各職員の勤務可能時間や日数だけでなく、スキルや経験年数を把握しました。その情報をもとに、限られた人員でも支援の質を均質に保ちつつ、稼働時間を最大限に活かした効率的なシフト編成が可能となるよう、配置替えなどを行いました。同時に、全職員に対してリファラル採用



(職員紹介) を呼びかけ、紹介料も通常より増額することで、採用への協力を求めました。

これらの取り組みにより、運営開始時には1日平均39.3人まで職員数を増やすことができ、さらに1日あたり4~5名の本部職員を現地に配置することで、加東市の基準を満たす人員体制を整えることができました。その後も、リファラル採用に加えて、ハローワークや地元の求人誌への掲載を継続し、紙面の魅力向上や露出度の強化にも注力しました。その結果、令和6年度中に合計65名の職員を新たに採用し、現在では1日平均47.5人まで職員数を増加させることができました。

【兵庫県丹波市】

兵庫県丹波市は、当社が加東市で児童クラブを運営している実績を聞きつけた担当者から、民営化の検討にあたり相談と見積もり作成の依頼を受けたことがきっかけで、プロポーザルの末に受託することとなりました。人材確保や職員の高齢化、支援の質の向上など、課題は多岐にわたっていましたが、最も深刻だったのは**児童クラブ間の賃金格差**でした。町や村の統廃合により、同じ市内であっても地域によって賃金水準に大きな差が生じていたのです。当社では、運営開始にあたりまずこの賃金格差の是正に着手しました。賃金について不利益な変更を行わないことを大前提とし、市と協議を重ねながら、**賃金を引き上げる方向で整備**



を進めました。同時に、業務分掌や役割を明確化することで、同一水準の賃金体系を構築することができました。

丹波篠山市民ミュージカル 第12弾 「シンデレラ」 実績報告参考資料

出演者統計データ(第12弾)

項目		今回		前回		前回 対比
		人数	割合	人数	割合	
年齢	小学生	33	31.1%	20	28.1%	↑ 165%
	中学生	15	14.2%	4	5.6%	↑ 375%
	高校生	7	6.6%	8	11.3%	↓ 88%
	高卒以上20代	10	9.4%	16	22.5%	↓ 63%
	30代	10	9.4%	3	4.2%	↑ 333%
	40代	8	7.5%	7	9.9%	↑ 114%
	50代	8	7.5%	5	7.0%	↑ 160%
	60代	11	10.4%	7	9.9%	↑ 157%
	70以上	5	4.7%	1	1.4%	↑ 500%
	計	107	100.9%	71	99.9%	↑ 151%
住所	丹波篠山市内	63	59.4%	43	60.6%	↑ 147%
	丹波市	10	9.4%	6	8.5%	↑ 167%
	三田市	15	14.2%	8	11.3%	↑ 188%
	他県内	14	13.2%	7	9.8%	↑ 200%
	他県	5	4.7%	7	9.8%	↓ 71%
	計	107	100.9%	71	100.0%	↑ 151%
性別	男	22	20.8%	15	21.1%	↑ 147%
	女	85	80.2%	56	78.9%	↑ 152%
	計	107	100.9%	71	100.0%	↑ 151%
過去ささみゅー 出演	有	51	48.1%	26	36.6%	↑ 196%
	無	56	52.8%	45	63.4%	↑ 124%
	計	107	100.9%	71	100.0%	↑ 151%
芝居経験	有	69	65.1%	39	54.9%	↑ 177%
	無	38	35.8%	32	45.1%	↑ 119%
	計	107	100.9%	71	100.0%	↑ 151%

他県内	他県
多可町中区	京都府亀岡市
西脇市高田井町	京都府福知山市
神戸市北区西山	大阪府豊中市
神戸市北区鹿の子台	大阪府大阪市住吉区
神戸市兵庫区五宮町	大阪府大阪市港区
川西市けやき坂	奈良県奈良市

丹波篠山市民ミュージカル 関係指標一覧

	タイトル	オーディション 参加数	出演者数	販売枚数	観客数	割合	1公演平均 入場者数	備考
H13	オズの魔法使い	104	93	1,765	1,623	92%	812	1日2回公演
H14	オズの魔法使い(再演)	104	65	1,144				1日2回公演
H15	森は生きている	94	94	2,370	2,292	97%	573	2日4回公演
H19	真夏の夜の夢	62	53	1,497	1,315	88%	329	2日4回公演
H21	篠山城BIG TRIP!	59	47	1,632	1,601	98%	400	2日4回公演
H23	天使がいる聖夜	69	65	1,562	1,310	84%	328	2日4回公演
H25	しあわせの王子	50	48	1,803	1,608	89%	402	2日4回公演
H27	王子と少年	52	48	2,205	1,895	86%	474	2日4回公演
H29	ピノッキオ	60	58	2,272	2,100	92%	525	2日4回公演
R1	ヘレン・ケラーとサリバン	66	63	2,634	2,372	90%	593	2日4回公演
R3	クリスマス・キャロル	62	62	1,737	1,631	94%	408	2日4回公演
R5	ノートルダム・ド・パリ	78	71	3,101	2,900	94%	725	2日4回公演
R7	シンデレラ	112	107	4,179	3,831	92%	639	3日6回公演

丹波篠山市ミュージカル 関係指標一覧

